

東京都看護協会学術誌 (Journal of Tokyo Nursing Association)

投稿規程

1. 投稿者の資格

投稿者、筆頭著者及び共著者は公益社団法人東京都看護協会(以下協会)会員であることとする。ただし、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りでない。

2. 原稿の種類

投稿原稿は未発表のものに限る。学術誌の執筆領域は看護学及びその関連領域とする。原稿の種類は以下の5種類とする。

- 1) 原著 独創性に富み、新規性のある知見が論理的に述べられている研究論文
- 2) 総説 特定の主題に関連した文献等を総括的に概説、考察した論文
- 3) 研究報告 一定の研究手法を用いてまとめられた実用性のある研究論文
- 4) 資料 1)～3)に該当しないが、看護実践・看護学に関する見解、実態調査等、データや情報を提供するもので、臨床や教育現場に何らかの示唆をもたらす、資料的価値があるもの
- 5) 論説 特定の主題に関する解説、展望、提言

3. 論文執筆要領

1) 原稿の文字数

本文、文献、図表を含め、下記のとおりとする(抄録、キーワードは文字数に抄録は含まない)。

- (1) 原著、総説、研究報告、資料、16000字以内
- (2) 論説 12000字以内

2) 原稿の書式

- (1) 原稿は日本語とし、常用漢字、新仮名遣いで、字句・内容を明確に記す。外来語はカタカナ表記で、外国人名や日本語訳が定着していない用語などは原則として活字体の原綴りを用いる。
- (2) 原稿の用紙設定はA4判、横書き、1頁40字×30行とする。
- (3) 和文のフォントはMS 明朝体、英数字はCentury体の半角、文字サイズは10.5ポイントとする。
- (4) Word形式とする。
- (5) 1枚目には、タイトル、キーワード(5語以内)、和文抄録(800字以内)、原稿の種類、図表の添付数をまとめる。抄録には、目的、方法、結果、結論の項目を付け、それぞれにつき簡潔に述べる。原著のみ、専門家または英語母国語者による英文校閲を受けた英文表題、英文抄録(300words程度)、英語キーワード(5words以内)も提出する。
- (6) 2枚目以降の本文の構成は原則として下記のとおりとする。
 - I はじめに : 研究の背景
 - II 目的
 - III 方法 : 調査、実験、解析に関する手法の記述

IV 倫理的配慮

V 結果

VI 考察：結果の考察、評価

VII 結論

謝辞：研究助成、著者資格に当てはまらない研究貢献者(省略可)

COI：すべての著者についてのCOI状態を記載する。COI状態がない場合、「本研究における利益相反は存在しない」などの文言を記載する

引用文献：文献の記載は「4)引用文献」に従う

- (7) 項目の見出しは、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、1・2・3、1)・2)・3)、(1)・(2)・(3)、①・②・③・・・の順で記載する。

3) 図表

- (1) 図表はすべて本文と別紙とし、本文中への挿入箇所を明瞭に指定する。図1, 表1などの通し番号とタイトルを付ける。表は基本的に横線のみで表示し、縦線はすべて消す。

【表の場合】表タイトルの上に、表本体、表の注(表の説明、出典)

【図の場合】図版の下に、図の注、図タイトル(図の説明、出典)

- (2) 図表はその大きさによって、A4サイズ1/4ページで300字、1/2ページで600字、1ページで1,200字と換算する。
- (3) 図表の数は6点以内とする。
- (4) Excel形式で1シートに1表(図)で作成する。
- (5) 図において写真を用いる場合、高解像度とし、掲載紙面においてはモノクロ画像とする。
- (6) 図表の作成フォントは9ポイントとする。
- (7) 図表を引用する場合は、著者及び出版社等に転載許諾を得て、出典を明記する。

4) 引用文献

- (1) 文献は本文引用箇所に著者名、発行年を括弧表示する。文献が複数の場合はセミコロンで並べる。
- (2) 文献は稿末にまとめてアルファベット順に記載(番号は付けない)する。ただし共著者は3名まで記載する。4名以上の場合は、3名の著者名の後に 他、外国人著者の場合は *et al.* を付ける。

【雑誌】著者名(発行年):表題名. 雑誌名, 巻(号):頁.

【書籍】著者(編者)名(発行年):書名(版). 頁, 出版社名, 出版社所在地.

【編者、監修者のある書籍の一部】著者名(発行年):執筆部分の表題. 書名, 編者名(編), 頁, 出版社名, 出版社所在地.

【訳書】著者名(原著発行年)/訳者名(発行年):翻訳書の書名(版). 頁, 出版社名, 出版社所在地.

【電子文献】著者名(アップロードされた年):著作物のタイトル. 情報源(資料名等), 入手先URL 等(検索した年月日).

- (3) 発行年は、使用した版の発行年とし、すべて西暦で記載する。
- (4) 同一著者名で同一年の文献の場合は、年号の後にa, b・・・を付す。
- (5) 注記は必要最小限にとどめ、文末に一括して記す。
- (6) 文献の情報は原典を用いている。

4. 研究倫理

1) 二重投稿

本誌に投稿される論文はオリジナルであり、以下の項目を遵守しなければならない。

- (1) 投稿する論文は、他の学術誌等で公表されたものであってはならない。
- (2) 他の学会誌等に投稿中の論文を投稿してはならない。
- (3) すでに公表されている論文、もしくは投稿中の論文で使用したデータを用いて投稿してはならない。

2) 論文の虚偽記載等

- (1) 投稿された論文及び発表のデータの手続きや分析で、虚偽の記載を行ってはならない。
- (2) データの捏造を行ってはならない。

3) 表明保証

- (1) 投稿者は他の論文からの引用にあたり、第三者の著作権を侵害しないようにしなければならない。この場合、投稿者は、自らの責任において、著作物利用の許諾を得ることとする。
- (2) 他の論文等の文章および図表をそのままの形で引用する場合、著作権者の許諾を得た上で、許諾を得た旨とその出典を明記する。
- (3) 人および動物が対象である研究は、倫理的に配慮し、研究倫理委員会の審査を得、その旨を本文中に明記する。
- (4) 既存の尺度を使用する場合には下記に留意する。
 - ① 市販されている尺度を使用する場合
必ず購入して使用する。
 - ② 書籍や雑誌に発表されている尺度を使用する場合
著作権者からの使用許諾を文書にて得、投稿時にそのコピーを添付する。また、論文中にその出典を明らかにする。
 - ③ 海外で開発された既存の尺度を翻訳して用いる場合
開発者に連絡を取り、正当な日本語版があるかどうかを確認し、無い場合には、開発者に日本語への翻訳と日本語での使用について許可できるかどうかの確認を文書で行い、投稿時にこのコピーを添付する。
 - ④ 他者が開発した尺度を改変して用いる場合
尺度の一部を修正して用いる場合にも、開発者に文書で許可を得て投稿時にそのコピーを添付する。

4) 倫理的配慮

- (1) 人を対象とした研究では、ヘルシンキ宣言の科学的小および倫理的規範に準ずる。被験者には研究内容について予め理解できる言葉で十分に説明し、自由意思に基づく同意(インフォームドコンセント)が必要である。厚生労働省による「疫学研究に関する倫理指針」に則ることはもとより、所属施設の倫理委員会またはこれに準ずるものの承認を必要とする。

- (2) 調査研究などについては文部科学省及び厚生労働省による「人を対象とする医学研究に関する倫理指針(疫学研究を含む)」に則るか、これに準じた施設内基準を満たしていることとする。
- (3) 個人を対象とする研究に関しては、対象者の人権に配慮するとともに、研究の実施にあたって講じられた倫理的配慮について本文中に明記する。

5) 個人情報の保護

- (1) 投稿された論文および発表に用いたデータや個人情報は、ヘルシンキ宣言、文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び個人情報保護法その他関連法規を遵守し、適切に保護されなければならない。
- (2) 個人情報を含む研究データは、盗難や流出がないように適切に管理しなければならない。
- (3) 研究データは個人が特定化されることによる有害事項が生じないように、十分に注意しなければならない。
- (4) 症例研究などの個人が特定化されやすい研究の場合は、個人名、施設名、日付などの個人が特定されやすい情報の具体的な表現は避けなければならない。

6) 利益相反 (conflict of interest ; COI)

- (1) 研究者等は、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。
- (2) 当該研究の遂行や論文作成における利益相反の有無を論文の末尾(引用文献の前)に明記する。
- (3) 利益相反が存在する場合は、投稿時、別途の利益相反自己申告書(様式自由)を編集委員会に提出する。

5. 校正

著者校正は原則として1回までとする。校正時の大幅な追加、修正は原則として認めない。

6. 著作権の取り扱い

投稿論文の著作権(著作権法第27条、同28条に定める権利を含む)は、「著作権譲渡同意書」(様式1)の提出をもって、最終原稿が投稿された時点から東京都看護協会に帰属する。

7. 掲載論文および発表の取り消し

以下の問題が生じた場合には、すでに掲載された論文であっても、掲載を取り消すことがある。その審議と決定は、編集委員会が行う。

- 1) 倫理上の問題が生じた場合
- 2) データ捏造等、虚偽の記載が判明した場合
- 3) 二重投稿であることが判明した場合
- 4) その他、編集委員会において疑義が生じた場合
- 5) 投稿者からの論文取り下げについては、取り下げ理由を、(様式3)投稿論文取り下げ申請書に沿って提出する。査読後の取り下げについては、査読返却後2週間以内に申請するものとする。

8. 投稿方法

- 1) 全ての必要文書をまとめて編集委員会にメールで送付する。メール件名は「東京都看護協会学術誌原稿」とする。

【送付先メールアドレス】 hensyu@tna.or.jp

- 2) (様式1)「著作権譲渡同意書」を記載し、原稿に添付する。
- 3) (様式2)「投稿論文チェックリスト」を用いて原稿の点検を行い、原稿に添付する。
- 4) 原稿の受付日は、編集委員会が原稿を受け取った日とする。

附則

2021年4月制定

2024年2月一部改定

2024年12月一部改定